京 清 働 組 合

宣 教

斉藤

部 長

わが組合の綱領

幸司

、われわれは健全なる自主的組織を確立し、 諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。

生活

Q

千代田区飯田橋3-9-3 (3237) 9995 1部20円 任



(第3波総決起集会)

闘いの最終局面に向けた意思統-

20

賃金確定闘争

を受けて、

こうした国の動きの影

攻

撃である。

行った。 給与の取扱いについて合意 労使交渉により国家公務員 改定を巡る動きは、5月の 公務員に対する給与勧告を 9月30日、 長会の最終提案 する判 国家公務員の賃金 人事院は国家 国会に提出された。 の労使合意は、本来のある きたことからすれば、5月 事院勧告制度が措置されて 約されている代償として人 連絡会は、労働基本権が制 公務員

「臨時特例法」として

べき姿を表したものであ

ものであった。

った。また、高齢期雇用 ため改定なしというもの

ための引き下げ改定という

っており、

三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を 一、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、 建設し、世界平和に貢献せんことを期す 都区政

ど大衆行動を全力で展開しました。 争、家族も含めた署名行動を取り組んできました。また. おける総決起集会、職場における報告集会やステッカー闘 起集会を打ち抜き、 16日には、区長会総会に対する座り込み行動と第三波総決 10月28日に示された特別区人事委員会勧告以降、 月1日の第一波総決起集会を皮切りに、 最終の訴えを行った区長会会長要請な わが

会当局の考えを改めさせるために幅広い視点から激しい論降、厳しい日程の中、土曜日も含め連日協議を行い、区長11月4日の団体交渉で勧告後の『要求書』を提出して以 戦を重ねました。

く踏み込んだ回答・提案を示したことから、 交渉を持つ意味がない」と通告し、再考を求めました。 を求めました。最終のヤマ場となった17日(木) れの要求に対し踏み込んだ回答を行うよう、区長会の18日(金)の始業時から一時間の実力行使を配置し、 み込んだ回答を示さない区長会に対し、「このままでは団体 ら専門委員会交渉、 区長会は、深夜に開催された第4回団体交渉で、ようや 区長会側が最終妥結日を17日(木)と想定したことから、 小委員会交渉が開催されましたが、 提案を持ち帰 は

の設置基準の改善などを引き出せたことなどを総合的に判 キは回避することとしました。 入れ、妥結をすることを中央委員会として判断、 と、決して満足のいく内容ではありませんが、 下げ改定、業務職給料表も勧告給料表に準じた引下げ改定 提案内容については、行(一)給料表は勧告どおりの引 2011年賃金確定闘争については区長会提案を受 ストライ

り中央委員会に提案の受入れを諮りました。

こととした。

10月28日の勧告後の区長

体の動向を注視しなが

台員の総力で闘っていきましょう! 雇用の問題と総合的に検証をしていくことになります。 わが組合が改善を求めている人事・ 引き続き要求実現に向けて、 給与制度は、 統括技能長 全組

区長会の判断 我わ 朝か 断」とした上で、 係閣僚会議を開いて、 \emptyset ないことを確認し、 10月28日、

行った。 踏まえて、6月24日から8 態調査について、 月10日までの期間で調査を 震災による甚大な被害等を から行っている民間給与実 人事院は、 例年5月 東日本大 \mathcal{O} あ そ け 減

職員給与が民間給与を上回 た。月例給に関する勧告は、 する報告及び勧告」 に対して「職員の給与に関 別区人事委員会は10月28 も遅れることとなった。特 給与勧告の時期も例年より 日、各区長と各区議会議長 各地方自治体の これを解消する を行っ に 給 表 20 民 告 給 賞与)と概ね均衡してい ついては、民間の特別給 の引下げ改定、②特別 %)を解消するため給料 較差 (△842円、△0・ 」の主な内容は、① 与に関する報告及び勧 月28日に示した「職員の 特別区人事委員会勧告が (期末手当・勤勉手当) 公

無視し、 た人事院の姿勢は、 ものとし、こうした経緯を 保身と言わざるを得ないと 極めて重い意味を持つ 給与勧告を強行し 自らの る (賞与)と概ね均衡してい ため改定なしとした。 ついては、民間の特別給 (期末手当・勤勉手当)

が、「高齢期雇用に係る諸

方策等は示されなかった

への対処として、具体的な

問題の検討にあたり、組織

力の維持・向上の視点

「検討にあたっては、

関連法案の成立に取り組む 決定に対し、「人事院勧告 めの給与改正法案は提出し 使関係制度の実現に向け、 労使合意に基づく当然の判 決定したことは、この間の を実施しない方針を正式に 公務員連絡会は、この閣 閣議で正式に決定した。 人事院勧告を実施するた 政府は給与関 自律的労 、その後 本年 日日 る る 割 的 実 方針は、東日本大震災を口 に 性 か ま す 生 財源不足の顕在化を受 の新年度予算編成におけ 化した主張がされてい として削減そのものが目 、公務員総人件費の削減 国の動きにも顕著なよう に欠ける勧告であった。 を放棄した自主性・主体 う第三者機関としての役 りか、職員の利益保護と ったく考慮していないば 特別区職員の生活実態を 計費の高い首都圏で暮ら 下げ改定であり、日本 月例給は、三年連続の引 特別区においても、各 態を踏まえて検討」とした。 とともに国や他の地方公共 前に迫っており、任命権者 り方を検証」「公的年金の でなく、採用から退職まで 齢職員の活用の視点に留 術を次代に継承するため高 ら、早急に特別区職員の実 の人事・給与制度全体のあ 支給開始年齢の引上げは目 高齢期の職員の働き方だけ や、培った知識や経験、技 会に対する要請、団体交渉、

事業のあり方にかかわる 、区民生活に密着した清 り方に対する攻撃であ の攻撃は、公務労働者の 攻撃がかけられている。 国に追随した人件費削 さず、「業務職給料表は依 労使交渉で決定するもので るよう求めた。また、業務 専門委員会などで勧告の問 議を拒否する姿勢であるこ 内容に準じた検討を進めて 然として高い水準にある」 職給料表については、本来 をし、勧告に左右されるこ 題点や不当性について指摘 は、事実上わが組合との協 示すだけの区長会の姿勢 おります」という考え方を ある。給料表そのものを示 となく、誠意ある対応をす 「勧告された給料表の改定

2面へ続く

等で厳しく糾してきた。 とを団体交渉や専門委員会

その他の重要課題とし 現業系人事・給与制度 面から続く 応するよう求めたものであ 実な要求に誠意をもって対 区長に対し、職場からの切 11月14日には拡大闘争委

種・多様化を続ける清掃事 改善要求は、移管以降、多 と同時に、欠員調整に留ま 区で技能長等に欠員が生じ 改善を求めた課題、多くの の軽減のために設置基準の 統括技能長や技能長の職責 流や派遣制度の活用による らない清掃特例や区区間交 ている事態の解消を求める 人事の活性化など、現業系 人事・任用制度の抜本的な 日の全電通会館ホールでの 請行動と座り込み行動、同 第三波総決起集会にも多く ける区長会総会に対する要 の組合員が結集し、要求前 置であった。 11月15日の区政会館にお

与制度の果たす役割の乖離 業の実態に、人事制度・給 を訴えてきた。 が明らかになっていること 16日には区長会会長への要 統一を図った。翌日の11月 進に向けた全組合員の意思 表者から職場実態を訴え、 請行動を実施し、各地連代

せ

催、会場を埋め尽くした多 催された第一波総決起集会 くの組合員の熱気の中で開 で第一波総決起集会を開 れる前の闘争開始宣言の集 は、本格的な論戦が開始さ 会と位置付けられた。 11月1日には、総評会館 家族による署名やステッカ だ対応を求めた。 区長会会長として踏み込ん 会等が取り組まれた。 闘争、適時の職場報告集 職場では、全組合員及び 特別区人事委員会の勧告

りに、11月8日に第四、第 る地連別の総決起集会は、 第三地連がそれぞれ集会を 11月7日の第一地連を皮切 五地連、11月10日に第二、 第二波総決起集会にあた 各ブロックの幹事 らも、厳しい日程での交渉 期を求めた。交渉スケジュ で、区長会は、議会日程を が例年よりも遅れた一方 しないことを前提としなが 間を組織の総力を挙げて 由に例年どおりの妥結時 ルありきの協議は、容認 の項目で組合要求に応えた 最終提案については、多く 区長会の最終提案に対する 以上のように、区長会の

み代替措置を求める課題、 の改善要求がある。今年度 場に果たしてきた役割を鑑 廃止が労使確認されている 特別昇格制度」が現業職

を改めさせるための行動配 だけを求める区長会の姿勢 えようとせず、早期の解決 われの切実な要求に一切応 の交渉の前進に向けて、18 終妥結時期と想定する17日 員会を開催し、区長会が最 行使の配置を確認した。我 日始業時から一時間の実力 りの判断を求めた。 区長会の最終提案について い」ことを通告し、ぎりぎ をしても、妥結などできな のような内容では団体交渉 込んだ回答が示されず、「こ 11月17日の第4回団体

とおり実施することといた 表についても「昨年の交渉 定につきましては、勧告の 厳しい内容であり、その取 扱いについて、「昨年に引 交渉で、区長会側は勧告の を行う」という姿勢を崩さ 料表の改定に準じて引下げ 結果を踏まえ、行(一)給 りましたが、本年の給与改 扱いについて検討してまい します」とし、業務職給料 き続き、引下げ改定となる 勧告どおりの提案とな だ回答を最終段階で示した ど、いくつかの項目で我わ のではあるが、区長会は、 ことは評価ができる。 れの要求に対する踏み込ん 善や特別昇格率の改善な 統括技能長の設置基準の改 ものではなく不満が残るも

特別区人事委員会勧告

(3)

高齢期雇用問題につい

備

考

平成24年1月1日から実

勧告給料表の実施時期

平成24年4月1日から実

る」という新たな一項が加 必要と認めた場合に設置す めたことに対し、統括技能 めに、設置基準の改善を求 括技能長の職責の軽減のた 務内容に応じて任命権者が 長の設置基準について「職 職責が増すばかりの統

度の改善については、専門 委員会等での「所要の見直 である現業系人事・給与制 しは各区において適切に図 わが組合からの中心課題

特別区における現行制

その後の小委員会でも踏み

た11月17日の専門委員会、

区長会側が交渉期限とし

力的

な取り組みを進め

区長会当局は真摯に対応するべきだ

えております」と今後の協 と協議してまいりたいと考 ら、11月11日の第3回団体 られている」という認識か 交渉で「所要の見直しは図 おりますが、今後も皆さん られているものと認識して た。支援を受け入れた自治

0

となった。三年連続の月例 容ではあるが、勧告制度が 料表は、勧告どおりの改定 の取扱いについて 給の引下げなど、不満な内 勧告給料表及び業務職給 て言及はされなかったが、 区長会からは、「高齢期の は、具体的な方策等につい 雇用問題につきましては、 特別区人事委員会から

の情勢、労使による自主決 これまで果たしてきた役割 着を図ることを踏まえれ 公務員を取り巻く現下 やむを得ないものとす 現業系人事・給与制度 総合的な検証を行う必要が 度全体のあり方について、 ら退職までの人事・給与制 特別区における再任用等の 実態を踏まえつつ、採用か

接結びつく重要な課題であ 題は、職員の生活設計に直 示された。高齢期雇用の問 案の検討状況等を注視しつ いりたい」という考え方が つ、早急に検討を進めてま ある」「国における関連法 今後の検討にあたって

項

行政職給料表

医療職給料表

業務職給料表

について

II

医療職給料表 (三)

給与改定諸項目の内容

目

協議を基に我われの意見を 反映することを求める。 実態を踏まえ、十分な労使 度や清掃業務の内容や職場

場のスリム化、とりわけ現 明らかになった。自治体職 ビスの質の低下につながっ 業職場の際限のない合理化 援活動では、多くの課題が は、住民に身近な公共サー 日本大震災の復旧・復興支 未曾有の被害となった東

災害に強い公共サービス、 る時代はない。 質の高い公共サービスのあ など、自治体の責任として り方が、今ほど問われてい

協議が開始される。組織内 いては、高齢期雇用の課題 切替えにかかわる課題につ 与制度や業務職給料表への と併せて、総合的な検証・ 課題である現業系人事・給 議論も十分に行いなが わが組合にとって最大の が 0 7 線で働く清掃労働者とし 進めなければならない。 東京清掃労働組合に結集 前進に向けて、全組合員 働条件の改善や職場闘争 るという自信と誇りで、 公務・公共サービスを 力強くこれからの闘い

活用できない事態が生ずる 体側も、その支援を十分に 持 員を取り巻く情勢は依然 公務員、とりわけ現業系 げなければならない。 向上のために、全力を 場環境、労働条件の維 組合員が安心して働け

各地連ごとの役員区長へ

して厳しいが、区政の第 職場からの闘いを積み上げ 動やステッカー闘争など、 くの組合員の結集、署名行 の要請、総決起集会への多

の区切りとする。 を表するものである。 行委員会として心から敬意 た全組合員に対し、中央執

とを約して、今期確定闘争 題に対し、総力を挙げるこ 定闘争以降も続く多くの課 行委員会としては、今期確 闘いは継続する。中央執

交渉項目の扱い

級格付の昇格率

統括技能長職の設置基準

項目	内 容	
任期付短時間勤務職員採用	平成24年度給与改定交渉期までには結論が得られる	
制度の各区事項化	よう引き続き協議事項とする。	
勧奨退職特例措置の各区事	平成24年度給与改定交渉期までには結論が得られる	
項化	よう引き続き協議事項とする。	

内

別紙のとおり

勧告のとおり実施する。

「その他、職務内容に応じ

て、任命権者が必要と認め

る場合に設置する。」を加える。

専門委員会で示したとおり

容

平成23年度給与改定清掃労組要求に対する当局回答

	1 00-10 1 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00		
	清掃労組要求書	当局の考え方	
2.	人事制度について		
2	昇任選考に積極的に応募できる環境を整えること。人材育成の観点から技能長業務の研修期間等を考慮した配置をすること。メンタル面での困難を抱える技能長が生まれないように予防策を講じること。	○ 昇任選考および研修等の運用面については、各特別区において適切な対応がなされるものと認識している。	
3	統括技能長職・技能長職の昇任選考にあたっては、2007年度から2011年度の欠員状況の実態を踏まえ、23区統一的選考を行うこと。もしくは清掃特例や派遣制度の活用で人事交流を活発化すること。		
4	技能長職と技能主任職の間に技能長補佐職を新設すること。	○ 現行の4層制の人事制度において、新たな職の分化が見られるとは認識していない。また、任用制度が技能系・業務系職員全てに適用されることも踏まえると、新たな職を設置する必要はないと考えている。	
5	設置基準の算定基礎数に、「再任用職員・再雇用職員等を含むことができる」とした 2008年賃金確定の妥結を各区で尊重し、引き続き改善を図ること。	○ 設置基準の算定基礎数に再任用職員・再雇用職等を含めるかどうかは、各特別区 の実態を踏まえ、各任命権者が判断するものである。	
6	技能V及びVIの職種に従事する職員の希望による転職に関わる年齢制限を撤廃する こと。	○ 現時点では見直しを考えていない。	
3.	3. 給与制度等について		
1	地域手当は廃止し本給に組み込むか、本給扱いとすること。	○ 地域手当は、人事委員会勧告に従って措置したものであり、これを本給に繰り入れることは困難である。	
2	技能V・VIに関わる初任給格付にあたっては、身分切替職員と同様困難な清掃業務を担う以上、身分切替職員との均衡を考慮して改善すること。	おり、技能V・VIの初任給のみを改善することは困難である。	
3	職責の有無のみにかかわらず、経験・知識とも豊富な職員の区政に対する貢献度を 職務能力として評価し、給与処遇に反映させること。	○ 職員の給与処遇については、能力・業績及び職責に基づく人事・給与制度の構築に努めており、これにより、職員の能力と成果を的確に、給与処遇に反映していると考える。	
4	全級における昇格率の改善を求める。有資格者がいても、1級からの昇任者数、2級からの昇任者数を、昇格者数から差し引く結果、格付者数は少数となっている。2級格付も3級格付も、算出した昇格者が1人に満たない場合は、昇格者を1人とすることができる対応とすること。	○ 2 級格付及び3 級格付は、昇仕者を含めて一定の昇格者数を催保していることか ら 質用した見ぬ者が1 人に満たない場合について対応する必要はないものと考え	
6	勤勉手当に関わり、一律拠出適用者の拡大は行わないこと。	○ 1級職に対する一律拠出割合の適用については、職員の能力と成果を的確に給与処 遇に反映していく観点から今後も検討していくことが必要であるものと考えている。	
7	査定昇給に関わり、現業系職員の査定区分を技能長以上と技能主任以下とに区分す ること。	○ 昇給における職員の区分を、技能長以上と技能主任以下とに区分することは、現 状では困難である。	
8	職員の勤務意欲を維持・高揚させるためにも、年齢による昇給抑制制度を改善する こと。	○ この間、年齢による昇給抑制を行ってきたことにより、一定の効果が得られていると認識してきており、引き続き、年齢による昇給抑制が必要であるので、現状での対応は困難である。	
9	公務労働は民間企業の効率と利潤追求を目的とした労働とはその質が違うものである。従って、現行制度の勤勉手当の成績率及び査定昇給制度を廃止し、改めて労使による十分な協議を踏まえ、客観性・合理性・公平性を備えた納得できる制度を構築すること。		
4.	高齢期雇用制度について		
1	再任用職員の職務は、現行、定年前職員と同じ職務とされている。清掃業務は、定年年齢を超えた再任用職員には過酷な労働であり、65歳の任期を全うできずに退職を余儀なくされている職員も存在する。従って、清掃職場に勤務する再任用職員の職務のあり方について、改めて労使による十分な協議をすること。	日代田職員は、正中川職員と同様に本恰的な職務に使事するものである。勤務形 能必見休的な難及内容については、名特別区にないて完められ、海切に軍用されて	
5.	その他の諸制度について		
1	扶養手当を改善すること。	○ 扶養手当は、人事委員会勧告に従って措置したものであり、支給額の引上げ等に ついては、現状では対応困難である。	
2	住居手当を改善すること。	○ 支給額の引上げについては、現状での対応は困難である。○ 住居手当については、特別区の実情を踏まえ、国、他団体の動向も考慮し、引き続き研究していく。	
3	臨時職員の賃金は、国や都は統一した基準が設けられているが、現行では各区事項とされ、各区により違いがある。夏期対策及び年末対策や年度末対策で臨時職員の応募者数が区ごとに偏り、確保が困難な区も生じている。同一労働・同一賃金の観点からも、常勤職員賃金は統一交渉で同一で決定していることを踏まえて、臨時職員の賃金は23区統一とし報酬額等も改善すること。	○ 非常勤職員及び臨時職員の報酬額等については、各特別区が決定することとなっていることから、担状での対応は困難である。	

経験者採用試験・選考における業務従事歴の見直しについて(案)

1 趣 旨

労働者の雇用形態の多様化や、生産年齢人口の減少が進む中で、経 験者採用制度の受験資格である業務従事歴の対象範囲を拡大し、より 有為な人材を獲得していく。

2 見直しの内容

(1)業務従事歴の対象範囲

これまで除外してきた、非正規労働者及び特別区職員の業務従事 歴を新たに対象とする。

(2)業務従事歴として通算可能となる一つの事業に従事した週あたり

の時間数

週 29 時間以上とする。

3 実施年度

平成24年度(採用予定日は平成25年4月1日以降)

平成23年11月17日(木)団体交渉資料(清掃労組)

業務職給料表の改定について(案)

1 改定方針

行政職給料表 (一) における公民較差の解消による引下げにあわせて、現在の業務職給料表 (平成23年1月1日適用) の給料月額を、行政職給料表 (一) の引下げと同率程度引き下げる。ただし、行政職給料表 (一) と同様、初任給付近等の号給については、引下げを緩和する。

2 業務職給料表

別紙のとおり

3 適用日

平成24年1月1日